

有限会社 クローバー学院 自己点検・評価 (2022年度)

2023年8月1日

自己点検・評価対象期間：2022年4月～2023年3月

実施責任者：学院長 北村 彩子

実施担当者：校長 高瀬 靖、教務課 宮原 正章

本学院では、法務省の告示を受けた日本語教育機関として、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第18号の規定に従い、活動の状況について自ら点検及び評価を実施しています。

参考：(一財)日本語教育振興協会「日本語教育機関のための自己点検・評価項目(改訂版)自己点検・評価の手引」

各項目の評価は以下の通りです。

- A : 達成されている
- B : おおむね達成されているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる
- C : 達成されていない／取り組みを検討している

点検・評価項目	評価
理念・教育目標	
<p>〈理念・ミッション〉 <人に心があるように、国にもそれぞれの心がある。その国の言葉を習得することで、その心を知っていくことができる。理解と友好はそこから生まれる。>この先代の理念を基本に、国際化が進む情報社会の中で、実際の日本文化を体感し、日本語の習得を目指し、国際人として活躍できる人材を育成・サポートしていく。</p>	—
<p>〈教育目標〉 少数人数で、きめ細かい授業と生活指導をしていく。進学希望への適応、学習者それぞれのレベルに応じて配慮された目的別クラスの編成など授業方法を工夫している。留学目的や進学の意識を高め、早期の進学指導を行い、より高い進学予備校としての充実を図るべく、職員・教職者一同の努力をし続けたいと考える。</p>	—
1. 学校運営	
<p>日本語教育機関の告示基準に適合している。 日本語教育機関の告示基準に適合し、クラス I を維持している。今後も維持できるように学生管理に力を入れる。</p>	A
2. 入学者の募集	
<p>本学院HPにて日本語、中国語、ベトナム語、英語のページを掲載しており、各言語に対応した募集要項をダウンロードできるようにしている。また、母国語による連絡が必要な場合、職員が直接連絡を取っている。海外のエージェントと連携し、相互にサポートをするよう心がけている。</p>	A
3. 入学者選考	
<p>国内外の学生募集代理機関（海外エージェント）と十分な打ち合わせと契約内容を確認し、業務提携契約を結んだ上で留学生募集活動を行っている。学生については学習能力、進学の意味、経費支弁能力、日本留学に沿う学生を募集し、オンライン面接を通じ、留学にまつわる条件を説明、確認し、内部での協議の結果、可否を決め選考している。</p>	A
4. 納付金	
<p>募集要項、HP、パンフレットにおいて、入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、学費以外に入学後必要になる費用及び返金規定（HP上）を各言語で明示している。</p>	A
5. 学生支援	
<p>学生には災害保険加入を義務付け、年1回、健康診断を実施している。疾病、怪我などの時は、職員が病院に付き添い、通訳を行っている。年4回のオリエンテーションでアルバイトに関する注意、交通ルール、その他、留学生活全般のフォローと指導を行っている。アルバイトに関しては、年2回、アルバイト調査を実施し、不法就労を未然に防いでいる。年1回、防災訓練を実施している。進学については専任の進路指導教員を置き、その指導監督のもと、担任教員が進路指導を行っている。進学希望者には個別面談で希望進路を聞き、進学説明会にも積極的に参加している。</p>	A

6. 教員	
校長、主任、専任及び非常勤講師の職務内容、権限、役割は、ガイドラインで明確に定めている。他機関の実施する研修会にも参加を促している。年1回、非常勤講師の授業を見学し、授業評価を適切に行っている。	A
7. 教育活動	
教育目標と学習者の日本語能力に適合したカリキュラム作りとクラス編成を行っている。授業記録については、学生の様子などを毎日引継ぎメールにて確認している。 週1回の教務課ミーティングと月1回の全体ミーティングを行い、学生の情報の共有、学校運営を行っている。各級終了後、定期試験を行い、その評価を学生に母国語で通知している。	A
8. 教育施設	
教室内は十分な照度がある。登校時の検温、出入り口に消毒液を設置し、各教室には空気清浄機を設置することによって感染予防に努めている。窓を開けることにより換気が可能である。図書室には、学生が使用するパソコンを設置し、WIFI環境によるインターネット接続が可能である。各教室にもモニターを設置し、教室内での視聴覚教材として活用しており、語学教育を行うにあたって必要な設備を備えている。	A
9. 安全・危機管理	
国民健康保険と災害保険に加入し、ガイドラインに定めた警報発令時の措置、災害発生時の避難方法、感染症対策の措置を定めている。年2回の全体会議で非常勤講師も含めた教職員に周知させ、年1回防災訓練で学生にも周知させている。	A
10. 法令の遵守等	
ガイドラインを元に全体会議及びクラスミーティングにおいて、説明、勉強会を行い、全体のコンプライアンス向上に努めている。鍵付きの資料室を設け、個人情報管理をしている。地方出入国在留管理局に各種報告を滞りなく行っている。	A